

障害福祉サービス等の給付費等にかかる
審査支払事務の見直しに向けた対応について
～平成30年度実施(第一段階)分～

平成29年度

国民健康保険中央会
介護保険部障害者給付課

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③報酬告示に応じたチェック要件の変更

③-1 定員区分に応じたチェックの見直し

見直し内容

○ 定員区分に関するチェックの課題に対し、以下のとおり対応する。

No	課題	原因	対応
1	定員区分と多機能型等定員区分の使い分けがエラーコード等から判断できない	一部の加算について、事業所台帳の定員区分ではなく多機能型等定員区分でチェックを行うことがあるが、エラーとなった場合に、定員区分、多機能型等定員区分のどちらを使用してチェックを行ったのか、エラーコードやメッセージからは判断できない。	定員区分を使用したときと、多機能型等定員区分を使用したときで、エラーコードを分けてチェックを実施する。 多機能型等定員区分を使用する場合がある加算は、以下のとおり。 ・人員配置体制加算(療養介護を除く) •重度者支援体制加算 ・常勤看護職員等配置加算 •目標工賃達成指導員配置加算 ・夜勤職員配置体制加算
2	同一エラーコードで定員区分に関する基本報酬と加算のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコード(PA31)で基本報酬と同じ定員区分に関するチェックが行われており、エラーとなった場合にどの報酬に対しエラーとなっているのかが分かりにくい。	PA31のチェックは基本報酬のみを対象とし、加算についてはエラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 ・重度者支援体制加算 •常勤看護職員等配置加算 ・目標工賃達成指導員配置加算
3	同一エラーコードで算定要件と定員区分のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコードで事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックが行われており、エラーとなった場合にどの要件でエラーとなっているのかが分かりにくい。	事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックについて、エラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 ・人員配置体制加算 ・夜勤職員配置体制加算 ・児童発達支援管理責任者専任加算 ・指導員加配加算 ・職業指導員加算 ・心理担当職員配置加算 ・栄養士配置加算 ・看護師配置加算

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③-2 夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 夜間支援等体制加算については、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲを算定し、また、夜間支援対象利用者の配置数の違いにより異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定することが可能である。（「平成27年5月19日付事務連絡 Q&A VOL.3 問3」より）
- 事業所台帳上、夜間支援等体制加算区分は複数の区分を設定できるため、同月で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲが複数算定された場合においても、チェックで警告は発生しない。一方で、夜間支援等体制加算の対象利用者数の異なる加算が複数算定された場合、事業所台帳上に複数の対象利用者数の設定が行えないため、PB46の警告が発生する。
- 日単位で変動する可能性がある対象利用者数について、事業所台帳で管理するのは運用面への影響が大きいため、事業所台帳上の対象利用者数と異なる加算が請求された場合、対象利用者数未満の報酬か超過の報酬かに応じて、判定レベルを変更するよう見直す。（例として、夜間支援等体制加算Ⅰの請求に対して、事業所台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数が「8人」と設定されている場合の対応は、下表のとおり）

加算項目	サービスコード	対象利用者数	報酬	審査結果
夜間支援等体制加算Ⅰ	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-1	2人以下	↑多	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-2	3人	↑	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-3	4人		警告（重度）
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-4	5人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-5	6人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-6	7人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-7	8人～10人		正常
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-8	11人～13人		
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-9	14人～16人		警告
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-10	17人～20人	↓少	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ-11	21人～30人		

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③-3 送迎加算にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 送迎加算にかかるPB48のエラーコードについて、以下のように見直しを行う。
 - ・No1、3について、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無に、過去の設定値(「有り」)を設定している場合は、エラーとする。
 - ・No2、4について、月途中で送迎加算の要件が変更となり(送迎加算 I ⇒ II に変わる等)、変更の届出が間に合わずに請求された場合を考慮し、事業所台帳の登録内容と異なる請求については、警告(重度)とする。

No	チェック内容	判定レベル (変更前)	判定レベル (変更後)	
1	送迎加算 I が算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
2	送迎加算 II が算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「I」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「II」の場合	警告	警告(重度)
3	送迎加算 I が算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「II」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
4	送迎加算 II が算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「I」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「I」の場合	警告	警告(重度)

2. 国保連合会で実施する一次審査について

③－4 地域移行加算及び自立生活支援加算にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 現在のチェックでは、入院・外泊の初日及び最終日に地域移行加算、または自立生活支援加算を算定した場合、警告（地域移行加算:PS85、自立生活支援加算:PU35）となる。前日または翌日のサービス提供状況を踏まえ、入院・外泊の初日及び最終日に当該加算を算定する場合、正常とするようチェック内容を見直す。
また、判定レベルを警告（重度）に変更する。

エラー コード	変更前		変更後	
	チェック内容	判定レベル	チェック内容	判定レベル
PS85	地域移行加算が算定されている日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」ではないこと。	警告	地域移行加算が算定されている日が <u>1日</u> 、または <u>月末日以外</u> でサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」の場合、 前日、または翌日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」、「入院→共同生活に戻る→外泊」、「外泊→共同生活に戻る→入院」以外であること。	警告（重度）
PU35	自立生活支援加算が算定されている日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」ではないこと。	警告	自立生活支援加算が算定されている日が <u>1日</u> 、または <u>月末日以外</u> でサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」の場合、 前日、または翌日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」、「入院→共同生活に戻る→外泊」、「外泊→共同生活に戻る→入院」以外であること。	警告（重度）

2. 国保連合会で実施する一次審査について

④基準値の超過状況に応じたチェック要件の細分化

④－1 派遣人数にかかるチェックの見直し

見直し内容

- 現在、サービス内容に関わらずサービス提供実績記録票の明細単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックしており、明細単位で超過している場合のみPT34の警告となる。(例えば、サービス内容違いで同一日時の実績記録票の明細が作成されており、それぞれの明細で派遣人数が2名以下であるが、同一日時での派遣人数の合計が2名を超える場合については、PT34の警告は発生しない。)
- 同一日時単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックするように見直しを行う。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

④－2 算定時間数にかかるチェックの見直し

見直し内容

- サービス提供実績記録票に記載されている算定時間数と、開始・終了時間から算出した算定時間数の関係に応じて、チェック要件を細分化する。
 - ・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より多い場合 : エラー
 - ・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より少ない場合 : 警告
- ただし、最小の算定時間に満たない時間数(例: 居宅介護の場合は20分未満)でのサービス提供については、市町村が認めれば算定時間数を繰り上げて請求を行うことが可能であることから、当該パターンについては警告(重度)とする。

サービス種類	警告(重度)となるケース
居宅介護	20分未満を30分で算定した場合(早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常)
行動援護	20分未満を30分で算定した場合
重度訪問	40分未満を1時間で算定した場合

サービス種類	警告(重度)となるケース
同行援護	20分未満を30分で算定した場合(早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常)
共同生活援助 (様式18-2)	10分未満を15分で算定した場合

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(5) 新たなチェックの追加

- 研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、拡充する必要がある」と提言されたチェックの内、①～④については平成30年4月、⑤～⑧については平成30年度下期以降に対応を行う。

チェック項目	チェック内容	対応方針	インターフェースの変更あり	対応予定期
①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。		平成30年 4月
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。 (請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等)	<通所系サービス> 請求情報間での不整合のためエラーとする。 <入所系サービス> 警告(重度)とする。 ※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。		平成30年 4月
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年 4月
④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年 4月
⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果を伝送にて受信できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、警告(重度)とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について誤りがない場合でも返戻となってしまい、影響が大きいと想定されるため。	●	平成30年度 下期以降
⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告(重度)とする。	●	平成30年度 下期以降
⑦受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲の見直し	月途中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。	インターフェースの見直しを含め受給者台帳(支給決定情報)の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。	●	平成30年度 下期以降
⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インターフェースの見直し(項目追加等)を行い、各種加算(送迎加算、事業所内相談支援加算等)の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。	●	平成30年度 下期以降

各月の送迎加算の請求について

平成27年度の報酬改定により、新たに送迎加算(Ⅱ)が新設され、各月の送迎実績により、送迎加算の(Ⅰ)又は(Ⅱ)が請求できるようになりました。

送迎加算(Ⅰ) 27単位

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

送迎加算(Ⅱ) 13単位

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること。
- 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること。

平成27年度は年度当初に、送迎加算(Ⅰ)の請求が可能の見込みの事業所は、体制等の届出書様式第5号、別紙1、別紙6を各保健所に提出して、送迎加算(Ⅰ)の登録を行つていただき、特定の月で送迎加算(Ⅰ)の要件を満たせず送迎加算(Ⅱ)を請求される場合は、加算登録内容と請求内容が異なりますので、警告一覧表に表示されますが、そのまま支払いに進めてもらつております。

この扱いは平成28年度も可能ですので、送迎加算については月々の実績から、送迎加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれが請求可能かを確認の上で請求いただきますようお願いいたします。

地域区分の変更

市町村	現行	平成30年度～32年度
京都都市	4級地	5級地
宇治市、亀岡市、八幡市、京田辺市、南丹市	5級地	6級地
城陽市、久御山町	5級地	7級地
宇治田原町	5級地	その他
向日市、長岡京市、木津川市、精華町	6級地	6級地
井手町	6級地	7級地
笠置町、南山城村	6級地	その他
大山崎町	その他	7級地
その他の市町村	その他	その他

サービス種別	5級地	6級地	7級地	その他		
	現行	H30年度以降	現行	H30年度以降	現行	H30年度以降
居宅介護	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円
重度訪問介護	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円
同行援護	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円
行動援護	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円
療養介護				10円		
生活介護	10.37円	10.61円	10.18円	10.37円	—	10.18円
短期入所	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円
重度障害者等包括支援	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円
施設入所支援	10.40円	10.66円	10.20円	10.40円	—	10.20円
自立訓練（機能訓練）	10.35円	10.59円	10.18円	10.35円	—	10.18円
自立訓練（生活訓練）	10.35円	10.59円	10.18円	10.35円	—	10.18円
就労移行支援	10.35円	10.59円	10.18円	10.35円	—	10.18円
就労継続支援A型	10.34円	10.57円	10.17円	10.34円	—	10.17円
就労継続支援B型	10.34円	10.57円	10.17円	10.34円	—	10.17円
就労定着支援	—	10.60円	—	10.36円	—	10.18円
自立生活援助	—	10.60円	—	10.36円	—	10.18円
共同生活援助	10.48円	10.80円	10.24円	10.48円	—	10.24円
計画相談支援	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円
地域相談支援	10.36円	10.60円	10.18円	10.36円	—	10.18円

地域共生社会実現サポート事業の実施について

平成29年度から本格施行となつた改正社会福祉法には、社会福祉法人の「地域における公益的取り組みを実施する義務」が明記されるなど、社会福祉法人等による地域への貢献活動を通じた、社会福祉サービスの要としての機能が求められています。

地域において社会福祉法人が自主的に取り組む、「地域包括ケアの推進」や、子どもの貧困対策などの「地域の重点課題」解消にに対応した取組等を推進していくため、「民間社会福祉施設サービス向上補助金」制度を見直し、「地域共生社会実現サポート事業」として平成30年度から実施します。

対象事業例	補助率
社会福祉法人による地域包括ケア等の取組支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケア等の推進 <ul style="list-style-type: none"> - 高齢者の身体機能維持・向上の取組 - 介護予防の普及啓発、研修 - 地域の元気高齢者の活動への支援 - 高齢者と子どもとの交流事業 等 	
社会福祉法人による地域課題解消等への取組支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題の解消に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> - 老人クラブ等の地域団体との連携による取組 - 住民による見守りのためのボランティア育成・取組 (独居高齢者、障害者、高齢のダブルケア等への地域での対応) - 地域の高齢者等への熱中症予防対策 - 子どもの学習支援・居場所づくり・子ども食堂・フードバンク等の子どもの貧困対策 - 小中高生と子どもとの交流事業 - 地域住民の交流の場としての施設開放 等 ○ 多様化する福祉ニーズへの対応を目的としたモデル事業【公募型】 <ul style="list-style-type: none"> - 先進機器(介護ロボット、ICT機器等)の導入による職員の負担軽減・サービスの質の向上の効果検証 - 教育機関等と連携した研究事業の実施 - 地域の法人・事業所合同での事業実施 - 医療的ケア児の受け入れに係る施設改修の実施・機器等の導入 	<p style="text-align: center;"><施設立地が市内></p> <p>府 事業者 1/4</p> <p>市 事業者 1/4</p> <p>3/4</p>
小規模な社会福祉法人等への処遇環境改善等の支援	
<ul style="list-style-type: none"> - 法人経営の適正管理、認証取得に向けたの経営分析による機能強化 - 第三者評価の受診など認証取得への取組 - アウトリーチ型の取組に向けた職員の資質向上研修 等 	<p style="text-align: center;"><施設立地が市内></p> <p>府 事業者 1/4</p> <p>市 事業者 1/4</p> <p>3/4</p>
災害時における要配慮者への支援	
<ul style="list-style-type: none"> - 福祉避難所(未指定の避難所を含む)としての備品・備蓄品等の整備(簡易トイレや簡易ベッド、屋外テントなど) - DWAT(災害時福祉派遣チーム)の地域活動での必要物資の整備 - 地域住民も参加する防災訓練の実施 - 地域での災害対応に係る会議・ボランティア研修の実施 等 	<p style="text-align: center;"><施設立地が市内></p> <p>府 事業者 1/4</p> <p>市 事業者 1/4</p> <p>3/4</p>

<経過措置>
 「民間社会福祉施設サービス向上補助金」のうち、これまで対象となつていた借入金償還額(元本)への補助については、経過措置として継続します。